

武器なき国防¹⁾ – その理論と行程表

三石 善吉*

Nonviolent Defense — Its Theory and Roadmap

MITSUISHI Zenkichi *

Abstract

This essay explores the theory and practice of Nonviolent Defense policy with the help of Tolstoy's "The tale of Ivan the Fool" and Gene Sharp's "Exploring Nonviolent Alternative", and outlines the Disarmament Roadmap of Japan.

1. 切断の父性原理と包含の母性原理²⁾

河合隼雄「母性社会日本の“永遠の少年”たち」は、父性原理と母性原理に関して、概ね以下のように説明している。

母性の原理は「包含する」機能によって示される。それはすべてのものを良きにつけ悪しきにつけ包み込んでしまい、そこではすべてのものが絶対的な平等性をもつ。「わが子であるかぎり」すべて平等に可愛いのであり、それは子供の個性や能力とは関係のないことである。しかしながら、母親は子供が勝手に母の膝下を離れることを許さない。それは子供の危険を守るためでもあるし、母子一体という根本原理の破壊を許さぬためと言っ

ても良い。このようなとき、時に動物の母親が実際にすることがあるが、母は子供を呑み込んでしまうのである。かくて、母性原理はその肯定的な面においては、生み育てるものであり、否定的には、呑み込み、しがみつきて、死に到らしめる面をもっている。

これに対して、父性原理は「切断する」機能にその特色を示す。それはすべてのものを切断し分割する。主体と客体、善と悪、上と下などに分類し、母性がすべての子供を平等に扱うのに対して、子供をその能力や個性に応じて類別する。極端な表現をすれば、母性が「わが子はすべてよい子」という標語によって、子供を鍛えようとするのに対して、父性原理は、このようにして強いものをつく

* 学長、Tsukuba Gakuin University

1) 本論考は「憲法9条の成立と武器なき国防」(『東京家政学院筑波女子大学紀要 第9集』2005)の続編である。

2) 河合隼雄『母性社会日本の病理』中公叢書1976。小此木啓吾『日本人の阿蘭世コンプレックス』(中公文庫1982)は、この母性原理を「アジャセ・コンプレックス」と呼んでいる。また京極純一『日本の政治』(東大出版会1983)、松本滋『父性的宗教 母性的宗教』(東大出版会1987)も、同じ分析視角を取っている。

りあげてゆく建設的な面と、また逆に切断の力が強すぎて破壊に到る面と、両面を備えている（9～10頁）。

河合氏の座標軸は、「父性原理＝切断」、「母性原理＝包含」と纏めて良いであろう。ところで、父性原理の典型的事例が、「千年王国」運動であって、これは「ヨハネ黙示録」第20章の、「彼らは生き返って、キリストとともに千年の間（王として）統治した」の、「千年--統治」に典拠をもち、抑圧された民族・階級・集団の現存政治体制に対して根本的変革を要求する革命理論である。その根底には、善と悪、罪と罰、友と敵の区別が厳しく存在し、敵対する者を「悪魔」と規定し、悪魔を皆殺しにして初めて、正しい、義なる者だけからなる、社会・国家が出現すると考えるユダヤ民族の「黙示文学」の伝統が流れている。このような、「友・敵」を峻別し「切断する」ことをもって本質とする「千年王国 millennium」思想の現代版こそが、マルクス、レーニン、毛沢東らの革命論であり、ヒトラー第三帝国の千年王国であり、またイスラムの過激な原理主義的な思想と行動にほかならない。

この仮借なき現代版「父性原理」＝「千年王国」思想と行動の行き着く先は、マーガレット・スターバード『マグダラのマリアと聖杯』³⁾の「著者まえがき」によれば、次のような事態である。

古代世界では、相反するエネルギーの均衡の原則が理解され、尊重されていた。だが現代においては、男性的な特質や考え方が幅を利かせている。男性／太陽の原理に基づいた力と栄光の崇拜が、怒りにかられ、苛立ち、退屈し、時に危険な存在にもなる、甘やかされて未熟な男性

を大勢生み出してきた「息子の崇拜」に行き着くのは簡単なのである。－貶められた女性原理の結末は、環境汚染や享楽主義、犯罪の横行にとどまらず、究極的には大虐殺に至る可能性すらある。

以上の考察から、われわれの、この場における結論は、最早明白である。「父性原理」に代えて、われわれは、ここで、この21世紀における国際社会を律する原理として、また国家と国家の交際の原則として、また人間の生き様の原理として、「寛容」を旨とする「母性原理＝女性原理」が重視され、かつ実行されなければならないという事である。以下の「武器なき国防」論は、この「寛容」の「包含原理」の存在を前提とする。

2. トルストイ『イヴァンの馬鹿』

ここでは、トルストイ Tolstoi (1828-1910) の民話『イヴァンの馬鹿』⁴⁾ (1886) から、油虫（タラカン）王がイヴァン国に侵略する場面を素材にして、果たして武器なき国家防衛は可能なのかと言う問題を考える。この物語は単なる民話、童話として読まれるべきではなく、「武器なき国家防衛」の理念・方法を極めて具体的に、極めて鮮やかに解き明かした「戦略書」として読まれるべきものであり、われわれはトルストイと共に、寛容と「包含原理」を前提とした上で、「武器なき国防」が可能である」と結論付けるものである。

まず物語の中から、われわれの行論に必要な部分を省略なしで引用し、戦況の推移を知るべく、侵略軍の側から見た事態の展開を7段階に区切って見た。

3) マーガレット・スターバード『マグダラのマリアと聖杯』和泉裕子訳、英知出版、2005、28頁。

4) トルストイ『民話集 イヴァンの馬鹿』米川正夫訳、角川文庫、1978、42～43頁。平仮名を漢字に改めた所がある。なお、この物語は、1885年執筆、1886年出版、1987年から1906年までツァー政府から発禁を受けている。

2. 1 「イヴァンの馬鹿」

悪魔の頭は自分の計画がうまく行かないのを見て、油虫（タラカン）王のところへ行っ
て、うまく取り入りました。「ひとつイヴァ
ン王の国を征伐しようじゃありませんか。あ
いつは金こそ持っていませんが、穀物でも、
家畜でも、品物なら何でもたくさんあります
から」（＜第1段階。油虫王、イヴァン国へ
の侵略を決定す＞）。

油虫王はイヴァン王に向かって戦争を始め
ました。大勢の兵隊を集め、鉄砲や大砲をと
とのえて国境をこえ、イヴァン王国へ進入し
ました。人民どもはイヴァンのところへかけ
つけて、「油虫王が私どもに戦争をしかけて
来ました」と注進しました。「なに、いいさ。
勝手にさせるがいい」（＜第2段階。油虫軍、
侵攻を開始す＞）。

油虫王は国境を越すと、斥候を出してイ
ヴァンの軍隊を探させましたが、いくら探し
ても、探しても、軍隊なんかありません。ど
こかから出て来はしないかと、しばらく待つ
て見ましたが、軍隊のうわささえ耳に入りま
せん。油虫王は兵隊をさし向けて、村々を占
領させました。兵隊がある村へやって来ます
と、馬鹿男や馬鹿女が飛び出して、兵隊を見
るとびっくり仰天しています（＜第3段階。
油虫軍、全土を占領す＞）。

兵隊が馬鹿どもの穀物や家畜類を取り上げ
ても、誰ひとり手向いなどしようと思わず、か
えて自分たちの方へ来て暮らすように勧め
るのです。「もしおまえさんたちの方が暮ら
しにくかったら、すっかりこちらへ引っ越し
てしまいなさい」。兵隊はさんざん歩き回っ
て見ましたが、どこを見ても軍隊などありま
せん。いたるところ百姓が住んでいて、自分
の口も養えばほかのものまで養って、少しも
手向いなどせず、こちらへ来て暮らせとい
うのです（＜第4段階。油虫軍、略奪を開始

す＞）。

兵隊はつまらなくなったので、油虫王のと
ころへ行って言いました。「私どもは戦争な
んかすることが出来ません。どこかほかの方
へ向けてください。戦争らしい戦争ならいい
けれど、これは一体なんと言うことでしょ
う。まるで寒天を切るようなものです。もう
ここで戦争をすることは出来ません」（＜第
5段階。油虫軍、士気喪失す＞）。

油虫王は火のように怒って、国中到着とこ
ろへ入り込んで、村を荒らし、家や家畜を焼
き、家畜類を殺すように言いつけました。
「もしおれの命令を聞かなかったら、お前た
ちをみんな死刑にしてやるぞ」。兵隊はびっ
くりして、王様の命令どおりにしました。家
や穀物を焼き、家畜類を殺しにかかったの
です。馬鹿どもは相変わらず防ごうとしない
で、ただおいおいと泣くばかりです。お爺さ
んも泣けば、お婆さんも泣き、小さな子供も
泣くのでした。「何だってお前さんたちはお
いらをいじめるんだね。入り用なら持って
帰ったらいいのに」（＜第6段階。油虫王、
三光作戦を命ず＞）。

兵隊はすっかり嫌気がさしてしまって、も
うそれから先へは進もうとせず、軍隊は全
部ちりぢりばらばらになってしまいました
（＜第7段階。油虫軍の解体＞）。

2. 2 武器なき国防：Q and A

「軍事学」的に言えば、ここイヴァン国で
起こった「侵略、そして三光作戦の実行」は、
「人命の殺傷」「軍事力の交互作用」が存在し
ないために、従来の「戦争」観から見ると
「戦争」と呼ぶことは出来ない⁵⁾が、イヴァ
ン国の侵略軍に対する「国家防衛」のあり方
を参考にしつつ、武器なき国防に関する、幾
つかの問題点を考えてみよう。

5) 小山内宏『軍事学入門』潮文社1973、46～47頁。クラウゼヴィッツ『戦争論』篠田英雄訳、岩波文庫1968、29頁。

Q 1：イヴァン国は瞬時に完全に、油虫軍に占領された。イヴァン国は、敗北し滅亡してしまっただけになるのでしょうか。

A：戦術的には敗北した（三光作戦による被害）、しかし戦略的には勝利した（侵略軍の解体）。つまりイヴァン国では全国土が占領されてから「言葉による抵抗」が起きている。従来の戦争観であるならば全国土の占領は全面的敗北を意味しただろうが、イヴァン国の実践している「武器なき国防」（＝「市民的防衛」）と言う新しい国家防衛の観点に立てば、事態は全く逆になる。「全国土の被占領」と言う事態を迎えて始めて「武器なき国防」政策が発動される。つまり「説得による抵抗」は、まず全国土の全面的被占領、要するに「敵を自国に完全に引き込む」という事態が発端となる。全国土を侵略占領されたことはつまり敗北でも滅亡でもなく、「武器なき国防」の始まりにすぎないのである。

Q 2：なぜ油虫軍は、占領地支配を永続化出来ず、解体してしまったのでしょうか。

A：支配が可能になるのは、最小限、住民・国民の支持あるいは同意が必要であって、赤裸々な暴力のみによる支配は永続性を持たない。暴力装置の永続化は「コスト」がかかりすぎて「割り」に合わないのである。油虫王の侵略軍（占領軍）はイヴァン国の国民から全くの支持を得られず、全国民による嵐のような「好意」的説得のうちに崩壊した。侵略軍は全国民による、国を挙げての、不退転の包囲網に飲み込まれてしまったのである。

Q 3：国を守るとは一体どう言うことか。イヴァン国が守りぬいたものは一体何であったのか。

A：軍事力によって守られるべきものは、「美しい」国土であろうか、生命・財産であら

うか。もっと一般的に、国を守るとは、国家の3要素とされている「領土・国民・政府」を守りぬくことであろうか。イヴァン国ではまず領土＝国土は完全に占領され占領軍の支配下にあり、財産は略奪されている。しかもイヴァン王によって国土防衛のための司令が統一的に出されているわけではないから、政府は国家防衛の中核的機能を果たしていない。国土は占領され、財産は守られず、政府は機能していない。にもかかわらず、イヴァン国の住民達は「群民蜂起的・挙国的な武器なき説得戦略」で、侵略軍を解体に追い込んだ。

この闘争を通じてイヴァン国の住民が守り抜いたものは、単なる国土ではない。財産でもない。そうではなくて、侵略者に屈服しないと言う自分達の「精神的独立心」ではなかったか。武器を使うことなく侵略者達を非侵略者に変え得ると言うその哲学と実践行動とはなかったか。あるいはこれを、他者に支配されないこと、奴隷的地位に甘んじないこと、と言う精神的態度つまり「自由」と言い換えても良い。要するに国を守るとは、たとえ国土が占領されてしまっても、なおその（領土）上に存在する国民の「思想と憲法的秩序」を守りぬくこと、自分達の「生きざま」を守り抜くことに他ならない⁶⁾。

Q 4：イヴァン国の例は理想論に過ぎない。もし他国が攻めてきたらどうする？個人に正当防衛権があるように、国家もまた自衛権に基づく自衛の軍隊〔国軍〕を持つべきではあるまいか。

A：こういった議論は「降りかかる火の粉は撃ち払わなければならない」と言ったような言い方で、個人の正当防衛権を国家の自衛権に直接結び付けている。この考え方には、次の二つの問題点がある。一つは個人と国家

6) 宮田光雄『非武装国民抵抗の思想』岩波新書1986、75～76頁。

の混同である。たしかに個人は一人一人が「天賦の人権」を備えたかけがえのない存在としてあるから、これに正当防衛権を認めるのはよろしい。しかしながら国家は、個人のように「生得の権利」として自衛権が与えられるわけではない。自衛権を設定するか否かは、それぞれの政府の問題である。もう一つは国家と政府の混同である。厳密な領域、中央執行機関 (state)、主権を持つ国民 (nation) からなる国民国家 (nation-state) は、フランス革命 (1789～1799) 以来の、たかだか200年の歴史しか持たない「幻想の共同体」である。排他的で有毒なナショナリズムは19世紀の産物に他ならず、それ以前の時代では、割拠する王権の下に牧歌的な戦争を行ったりしたが、基本的には様々なエスニーが平和裏に共存していた。ところで国民国家は、一定の「憲法理念」に支えられた共同体ではあるが、各時代の「国家組織の根本原理」の違い〔例えば日本の旧憲法と新憲法の違い〕によって変化し、かつ、それぞれの中でも政策を異にする「政府」が交代し、政府はほんの一時期、国家を代表するにすぎない。

3. ジーン・シャープ『武器なき民衆の抵抗』

イヴァン国の「武器なき国防」は、従来の戦争とは全く異なった「新しい戦争」の形態である。これに類する事例は、ナチスに対するノルウェーの抵抗、イギリスに対するガンジーによるインドの独立闘争、1968年のチェコスロヴァキア、1989年の天安門事件など、多くの成功例失敗例を含んで、現実の歴史上に数多存在している。

こういった「武器なき国防」に関して、ジーン・シャープ『武器なき民衆の抵抗』⁷⁾などに

依拠して、その定義、その手段・方法について示しておく。

3. 1 定義

「市民的防衛〔「武器なき国防」のことである〕は、敵が自分たちの国に侵略してきても、政治的支配を確立してそれを維持することが出来ないようにするため、市民大衆が一人丸となって抵抗運動を行い、そうした抵抗を通じて軍事的侵略を敗北へと導いていくことである (96頁)」。

3. 2 「武器なき国防」の手段・方法

「武器なき国防」の基本的考え方は、「政治的柔術 political jiu-jitsu」、つまり「相手のバランスを政治的に失わせ、敵対者を投げ倒す (73頁)」こと、「敵が住民に対し支配を行おうとする限り不可欠となる、人々の支持と協力を敵に対して拒否する (66頁)」ことである。

この具体的手段・方法は、「武器なき抗議」「武器なき非協力」「武器なき介入」といった手段を通じて、占領者を孤立させ、その行政を不可能にし、その道徳的威信を失墜させ、その権力を弱め、侵略軍そのものを解体させる。すなわち、

A 「武器なき抗議」：54通り⁸⁾あり、これは象徴的な不承認の意思表示の行動であって次の手段を含む。その主要なものは、すなわち、①行進 (整然たる示威行進あるいは所謂日本全学連のジグザグ・デモなど)。②長期間にわたる行進 (原文は pilgrimages で、首都あるいは聖地までの、大群衆による、長い期間にわたる示威運動としての巡礼)。③ピケ (picket：敵あるいは裏切り者を警戒するため

7) ジーン・シャープ『武器なき民衆の抵抗 Exploring Nonviolent Alternative』小松茂夫訳、れんが書房新社1972、201頁以下。原書初版1970。

8) Gene Sharp “The Politics of Nonviolent Action” (Porter Sergeant Publisher, Boston, USA、1973) の119～172頁に54の方法を詳述している。

に見張りを配置する)。④監視 (敵が何をするか、何をしようとしているか、人々が監視することである。非道な行為があればただちに公表されよう)。⑤官吏にたいする「つきまとい」(これも監視の一つである)。⑥公的な集会 (規模はさまざまであろうが、公然たる反対集会)。⑦説得 (言葉によって、敵・相手を説き伏せようとする言論をもつての戦いである)。⑧プロテストのための文書の印刷・配布。⑨プロテストのための移住 (傀儡政権に仕えないためである)。⑩ユーモアないたずら (町名標識を取り去ってしまったり、闘争スローガンをシャツに書いて着たり、ワッペンを胸や鞆につけたりする)。

B「武器なき非協力」:64通り⁹⁾あり、次の3つのカテゴリーに分けられる。それぞれの典型的なものをあげる。①社会的非協力=社会的ボイコット (傀儡政権に奉仕するものを村八分にする)。②経済的非協力 (ボイコットとストライキ)。<ボイコット>消費者の行うボイコット。販売者の行うボイコット。賃貸料の納付拒否。国際的な通商停止。<ストライキ>にはゼネスト。辞職スト。産業スト。スローダウン戦術。操業停止など。③政治的非協力; 傀儡政府機関への就職のボイコット。選挙のボイコット。行政に関する非協力。市民的不服従。官権に対する反抗。

C 武器なき介入:40通りあり、その主なものは、座り込み。断食。逆スト。武器なき妨害。武器なき占拠あるいは侵入。第2政府の樹立 (いわゆる「陰の内閣」を作る) である。

4. カール・ドイッチュの「不戦共同体」から「安全共同体」へ

2008年10月現在、東アジア [APT + 台湾 +

北朝鮮] には、「ポスト全体主義国家」(中国・ラオス・ベトナム)、「権威主義国家」(ビルマ・シンガポール・マレーシア)、「スルタン主義国家」(北朝鮮・ブルネイ)、「ポリアーキー = 民主主義国家」(日本・韓国・フィリピン・インドネシア・タイ・台湾・カンボジア) と言った、まったく異なる様々な政治体制の国家が並存していて、EU27カ国のような同質性は些かも存在しないから、主権の制限による国家統合は差し当たっては望むべくもない。

ここに浮上してくるのが、「交流主義アプローチ」による国家統合である。この理論は、故カール・ドイッチュ教授 (ハーバード大学) を中心に発展を見た「security community 安全共同体」論である。今、故鴨武彦教授によって¹⁰⁾、この「安全共同体」論の理論的核心を示せば、次の二点に絞ることが出来る。

一つは、あくまでも現状の国民国家体制を前提とすることである。つまり「安全共同体」とは、「主権国家どうしで、戦争への準備が全く不必要になる [戦力不保持! である] こと、換言すれば、国々の社会間で互いに戦争に対する危惧が全く無くなるような状況」を指し、この「安全共同体」の創出を、「国際統合の目的 (鴨1994、97頁)」と考えたことである。ドイッチュ教授の言葉で言えば、「われわれの言い方では、'統合' とは、諸国民あるいは諸政府という複数の単位が、必ずしも、一つの単位へ併合されることを意味しない (鴨1985、21頁)」のである。

究極の理想的状況とされるこの「安全共同体」の一つ前の段階が「不戦共同体 non war community」である。不戦共同体とは「戦争の可能性や戦争の準備がなお存在することが

9) Sharp (1973)、183~347頁。および「武器なき介入」は、同書357~433頁参照。

10) 鴨武彦『ヨーロッパ統合』(NHK books 1994)、同『国際統合論の研究』早大出版部1985。また三石善吉「EUと東アジア不戦共同体-日本国憲法第9条との関連で-」(所収『政大日本研究』第3号、2006年1月)参照。

国家社会間で認められ、かつ実際に、戦争に発展する可能性がある国際社会（鴨、同上、97～98頁）」である。歴史上でこの「不戦共同体」とされる事例は、1815年から1853年のヨーロッパの協調時代、および1871年から1914年の力の均衡といわれる時代も「不戦共同体」に入る。そして、現在のEUは、ドイツ教授たちの理論によれば、早くもEU統合過程の第二段階とされる「EEC」が形成された1958年1月時点において、すでに「安全共同体」は完成したことになる（鴨1994、106頁。但し戦力不保持ではないことに注意）。

「安全共同体」論の第二の理論的核は、国民レベルでの相互認識が量から質に転換すると言う仮説である。エリートではなくて国民・市民レベルでの感情・認識の変化に注目していることであって、「コミュニケーションの量から質への変化を、統合の理論の中核にすえようとしている（鴨1994、101頁）」ことである。

もうすこし具体的に説明すれば、

A、B二国間の国家社会層でコミュニケーションやトランザクション（*transaction*）の量や範囲が広く増大し、やがて通信（電話や郵便）、観光、また情報（他国の政治、経済、社会文化に関する情報）、そして貿易、金融などの経済的取引や交流が増えていくと、A、B二国間の市民（国民）のさまざまな層で（企業、都市、政党、利益団体、市民グループ、メディア、教育機関など）、「われわれ感情（*we-feeling*）」が醸成されて、国境をこえて人々の間に「態度や認識」の変化が生ずると言うのである（鴨1994、102頁）。

つまりこのような様々なレベルでの交流の積み重ねによって、やがて質的な変化を導き出し、A、B二国を完全に包摂した、「われわれ意識」で固く結ばれた、最早相互に戦争を考

えもしない、一つの「安全共同体」が出来上がるとみるのである。

ドイツ教授らの、この「安全共同体」論の弱点はどこにあるのか。それは、国民国家をアクターとしていることにある。これまで繰り返し指摘されてきたように、さまざまなレベルでの協力・友好関係の積み重ねが、果たして、完全に衝突のない・戦争を不要とする武器なき「安全共同体」へと転化するかどうかという問題、つまり量から質への転換が可能かどうかの問題にはほかならない。

鴨武彦氏はイギリスのノーマン・エンジェルの『大いなる幻想 *The Great Illusion* (1909)』の例を引き言う。エンジェルは、20世紀の初頭、ヨーロッパでは国々の相互依存度が非常に高まっているから、戦争などと言う愚考は犯さず、もはや戦争自体が無益になったと分析したが、同書が出版されてまもなく、第1次世界大戦が勃発する。社会主義インターナショナルリズムの広範な流布にも拘らず、また貿易などの非常に高い相互依存関係が存在していたにも拘らず、第一次世界大戦を回避できなかったのである。

つまり、国民国家体制を残している限り、国際秩序は最高法廷を欠いているがゆえに、国家利益の衝突は依然として残るのではあるまいか。EUがすでに「安全共同体」（但し戦力不保持共同体ではない）を完成させているにも拘らず、なおも単一の政治共同体を目指して悪戦苦闘している（リスボン条約の批准）のも、ここに「超国家的政治体」を創出し、かつ、国境を越えた、より高次元の忠誠心としての「ヨーロッパ市民意識」の形成がなければ真の統合はありえないと認識しているからである。

すでに今から40年以上も前に、リヒャルト・ニコラス・エイジロー・クーデンホー＝カレルギー伯爵（1894～1972）¹¹⁾は、その回想録の中で、「若い世代の人々の果たさなければならぬ将来の長期の使命がある。それ

はヨーロッパ国民の誕生である。－ヨーロッパの魂を生むことである。－ヨーロッパ的愛国心に目覚めることである（361頁）」と。

5. 日本の「武器なき国防」への行程表と東アジア共同体

最も重要なことは「仏教的母性原理」を人間交際の原理とすること、つまり「切断」に代えるに寛容と「包含」をもってする「母性原理」を政治哲学の根底に置くこと、および今日の国民国家体制に対する「幻想」を完全に放擲すること、である。この根本原則から、①日本国憲法第9条第1項の「武力不行使」の「不戦共同体」の樹立の構想と、②憲法第9条第2項の「戦力不保持」の「武器なき国家防衛」の構想が導き出される。

日本の「脱武装化政策」と「東アジア共同体実現」との行程表〔ロード・マップ〕については、三石「憲法9条と武器なき国防」¹²⁾において詳しく述べた。すなわち、2005年12月の執筆時点において、2007年から2020年までの準備期、2020年から2060年にいたる、日本の4次にわたる「武器なき国防政策」10年計画、および「東アジア共同体」の「武力不行使共同体（9条1項）」から「安全共同体」（「武器なき国防体制（9条2項）」）の樹立にいたる行程をやや詳細に述べた。

しかしながら、ASEAN10カ国は、ここ3年足らずの間に、急速な進化を見せ、私のロードマップの改定を迫っている。すなわち、2007年11月19日シンガポールで行われたASEAN外相会議から22日最終日のASEAN・EU会議に挟まれた、20日のASEAN・APT・

EASの三つの会議のうち、特にASEAN首脳会議はわれわれの「武力不行使共同体」と「経済共同体」とに関連して、極めて注目すべき決議を採択したのである。

つまり2007年11月20日午前に行われた「ASEAN10」首脳会議は、①「ASEAN憲章」、および②「ASEAN経済共同体ブループリント〔AECBp〕宣言」とを採択した。

まず、①「ASEAN憲章」は前文と13章55条からなる。注目すべき条文は、「武力の使用や脅威や侵略を放棄する〔第2条第1項〕」と規定し、この共同体が「武力不行使の共同体」であることを高く宣言した。次いで、これまでは緩やかな連合体であったASEAN10を「多国間組織」として一つの法人格を与え〔第3条〕、「重大な憲章違反や法令順守違反があった場合は、首脳会議で問題が扱われる〔20条〕」とし、かつ、首脳会議を最高意思決定機関として年に2回の開催を義務づけた〔第7条〕のである。

次に、②「AECブループリント宣言」は、「ASEAN憲章」第1条〔目的〕の一つ「競争力があり、経済的に統合された共通の市場と生産拠点を創出する」に対応し、モノ・サービス・投資・資本・熟練労働力の域内自由化を目指すものであって、しかも「ASEANを2015年までに単一市場 a single market と生産拠点 production base とに変化させる」と宣言した。

つまり、ASEAN10カ国は、2007年11月20日の首脳会議¹³⁾で、これまで2020年完成予定としていた計画を5年繰り上げて、2015年までに「単一市場」の「ASEAN経済共同体〔AEC〕」を創設すると宣言し、かつこれが、

11) 栄次郎は、父ハインリヒ・クーデンホフ＝カレルギー（オーストリア・ハンガリー帝国の駐日代理公使、5年間滞日）と、母青山光子の次男として1894年11月17日東京に生まれる（長男は光太郎、1893年9月生まれ）。父親の離日に伴って、一家は1896年春にはオーストリアのボヘミアの故郷に戻った。自伝『クーデンホーフ・カレルギー回想録』（鹿島守之助訳、鹿島研究所出版会1965、原書独文初版1962）。

12) 所収『ふる里からの憲法運動』同時代社2007。

13) ASEANは1967年8月8日に結成されているから、2007年11月はまさに40周年！記念年である。

「武力不行使共同体」であることも宣言したのである。

ASEAN10カ国は、社会主義国を憲法に掲げるベトナム・ラオスの「ポスト全体主義」国家、ビルマ・マレーシア・シンガポールの「権威主義体制」国家、ブルネイの「スルタン主義体制」国家、インドネシア・フィリピン・タイ・カンボジアの「民主主義体制」国家が並存するが、ASEAN10カ国は、この体制の大きな違いを乗り越えて「武力不行使共同体」を形成し、かつ、国境を横断するきわめて技術的な問題が山積する「単一市場」の形成を、2015年までに完成すると宣言した。「ASEAN10カ国」はこの高いハードルを越えることを決意したのである。この憲章と宣言は、ASEANのこれまでの実績に花を添える、実に歴史的画期的な進化であって、東アジア共同体の形成寄与に大きな一歩を印すものである。

つまり繰り返せば、「ASEAN10カ国」は2007年11月以降「武力不行使共同体」の実現を目指し、かつ2015年までには「単一市場」の「経済共同体」を作り上げることになる。ノ

これは極めて大胆な計画であって、私が2005年12月時点で構想した、2007年から2020年までの間に、東アジアに「武力不行使共同体」を作り上げるという構想は、この2007年11月20日「ASEAN 憲章」の採択で、5年間短縮され、2015年までには「武力不行使共同体」（ドイツの「不戦共同体」と「単一市場の経済共同体」の完成が目指されることになったのである。新しい行程を、わかり易いように、以下の表にしてみた。

ASEAN10カ国の、憲章採択にともなう「武力不行使共同体 NVC」の進化の過程は、下記の行程表の①である。①は、2015年までを経済共同体 AEC 確立準備期とし、2015年には ASEAN 経済共同体を完成し、以降は②の東アジア FTA の進化に合流する。2015年の AEC の完成予定を視野に納めて、われわれがここで新たに提案するのは、②に示す「東アジア NVC 武力不行使共同体 [全15カ国:台湾・北朝鮮も含む]」と「東アジア FTA」圏との創出、および③に示す日本国憲法9条2項に対応する日本の「武器なき国防」政策の実現である。即ち、

| | | | | | | | |
|---------------|------|----------|-----------|---------|------|--|--|
| | | 2007 | | 2015 | | | |
| ① ASEAN10 | NVC | AEC 準備期 | | AEC 完成期 | | | |
| APT | 共同声明 | | | | | | |
| | | 2007 | 2015 | 2055 | 2100 | | |
| ②東ア武力不行使共同体 | | 東アジア NVC | ————— | | | | |
| | | 東アジア FTA | 東ア EC 準備期 | 通貨統合準備期 | | | |
| ③日本の脱武装化 | | 武力不行使期 | 脱武装準備期 | 日本の脱武装期 | | | |
| ④88カ国武力不行使共同体 | | | 武力不行使期 | 脱武装準備期 | | | |
| ⑤国連警察隊 | | | 強化期 | | | | |

以下、上記の表の、②から⑤までを、この順に説明を加えていくことにする。

②の「東アジア武力不行使共同体」構想は、上記のように、2007年11月20日「ASEAN 憲章 第2条第1項」の中で高々と宣言されたことによって、力強い支援を得た。この「東ア

ジア武力不行使共同体」宣言と、カントのいう「商業精神」とをセットにすることによって、経済活動はより確固たるものになるであろう。AEC の進展にあわせて、2015年までに確固たる「東アジア FTA 圏」を形成させることが当面の最優先課題となる。つまり「東

アジア経済共同体」を作り上げるには、まず「東アジア FTA 圏」を創出し、1997年のアジア通貨危機を再び繰り返さないために信用リスク・通貨変動リスクを軽減させる「東アジア共通通貨バスケット ACU」をここに導入する。ただし国家主権を制限する「単一通貨 ACU」の導入までには至らないとする¹⁴⁾。

③は日本の脱武装化政策の行程表である。「東アジア FTA 圏+東アジア武力不行使共同体」を前提として、まず憲法 9 条 2 項をもつ日本が率先して、パナマ（憲法305条）・コスタリカ（憲法12条）に続いて「憲法 9 条 2 項の戦力不保持」政策を実行する。つまり2015年から4次にわたる10年計画で2055年までに「戦力不保持」の「脱武装化」政策を完遂する。

「日本の武器なき国家防衛－その行程表」の大略を次に示す（以下「武器なき国防 Non-Violent Defence」を「NVD」と略称）。これについては、三石「憲法 9 条と武器なき国防」において、4次にわたる10年計画を詳細に述べているので、そちらに譲り、ここではその大略と、要点だけを述べるにとどめる。

第 1 次10年計画（2015～2025）：NVD の大学レベルでの研究。

第 2 次10年計画（2025～2035）：NVD 教育実践段階+ NVD 政党設立準備期。

第 3 次10年計画（2035～2045）：NVD 党掌権+連邦制導入+脱武装化政策の完遂。

第 4 次10年計画（2045～2055）：脱武装期+88カ国平和連合の準備期。

この4次にわたる10年計画の重要な点は、以下の4点である。

- a 「武器なき国防」は、まず大学を中心とする研究・広報期（2015～2025）から開始すること。テキストはジーン・シャー

プ『武器なき民衆の抵抗』とする。

- b 日本を全 9 区〔1道8州〕に分け、2025年4月から全 9 つの区の任意の大学に NVD 学部〔4年制+定員200名〕を置き授業を開始すること、および2025年4月からは日本全土の小中高大に週 1 回の「NVD 教科」の導入・実施〔2025～2055以降も継続〕すること。
- c 2025年1月には「NVD 党」結成、10年間で第 1 党を目指すべく活動を開始する。
- d 2035年第 1 党となった「NVD 党」は「NVD 計画」を国家の基本政策とし、この10年間で日米安保条約を廃止して「武器なき国防」を一方的に宣言する〔防衛省を NVD 省と改める〕。また、2035年から2045年までに、全国の 9 地域を 9 の地方政府に改め連邦国家とする。

ところで、ASEAN10+ 3 + 台湾 + 北朝鮮〔15カ国〕は、2015年までには、ここ全東アジアに「自由貿易協定」の網の目が張り巡らされ、緊密な相互依存関係が成立していると仮定する〔但し台湾は現状維持、北朝鮮はしばし静観〕。また同時に軍事力を完全に凍結した「東アジア武力不行使共同体」をすでに形成していると仮定され、2015年以降、日本国民は4次に及ぶ10年計画で、コスタリカ・パナマに続いて、「武器なき国家防衛（戦力不保持＝武器なき国防）」政策に挑戦する。

④の「88カ国武力不行使共同体」とは、「武力不行使」の「東アジア15カ国」と「EU27カ国」とが中心となって、2008年から2055年までのほぼ50年をかけて、以下に述べる46カ国を「武力不行使共同体」に参加させる。その46カ国は、三つの国家群に分けられる。一つは、憲法に「侵略戦争放棄」を謳う13カ国である（西修教授¹⁵⁾）。バーレーン、キュー

14) ACUについては、さし当たって『朝日新聞』05年10月23日朝刊参照。

15) 西修「世界の現行憲法と平和主義条項」、所収『駒澤大学法学部研究紀要』第60号、2002・3。もちろん憲法での規定と実態には乖離があることには留意する。

バ、モザンビーク、セイシェル、スリナム、バラグアイ、グルジア、カザフスタン、キルギス、アゼルバイジャン、エクアドル、コスタリカ、パナマ。二つ目の国家群は、「国際紛争の平和的解決」を謳う国家群であって、次の**21カ国**が含まれる。すなわち、インド、ウルグアイ、ブラジル、アルジェリア、ベラルーシ、スーダン、ガンビア、ウガンダ、エチオピア、中央アフリカ、マラウイ、ウズベキスタン、カーボベルデ、マリ、シエラレオネ、ブルキナファソ、ナミビア、ニカラグア、ガイアナ、パキスタン、バングラディシュ、カタール。三つ目の国家群は「軍縮核禁止国家群」でアフガニスタン、ノルウェー、アルバニア、ジブチ、ロシア、パラオ、コロンビア、ベネズエラ、トルクメニスタン、タジキスタン、南アフリカ、クロアチアの**12カ国**。

これら全88カ国〔15+27+13+21+12〕による「武力不行使共同体」を形成し、加盟と共に、1963年1月の独仏「エリゼ条約」に倣って、a) 大規模な「武力不行使共同体」協議組織の設置、すなわち国家元首ないし政府首脳は少なくとも年2回、外相は年4回、外務省高官は年12回、各国参謀長クラスは年6回の定期的会合をもち、意思疎通をはかる。

b) 88カ国間の小中高大などの様々なレベルでの交流計画を実行する。

⑤は「国連警察隊」によって、2015年から開始する日本の脱武装化を支援する体制である。武器なき国防政策を取る日本は、「軽装備」のこの国連警察隊によって守られる。これは国連に加盟する各国から人口に比例して隊員数を割り当て、隊員は応募により、常時は自分の職業につき、一定期間の訓練を受けた後呼び出しに応じて参加するものとする。

私がここで呈示した、日本の「武器なき国防」という政策は、ジーン・シャープの「非暴力行動」論に示唆を得ている。ただし、シャープは反英独立闘争のガンジーを研究の出発点にすえて「武器なき行動」研究を精緻化して行ったのに対し、私はトルストイの『イヴァンの馬鹿』に見える「武器なき国防」を重視し、「不戦共同体」から「安全共同体」の樹立を、日本の憲法第9条の理念に合わせて構想した結果、「武器なき行動」は国防のための「政策・戦略」に読み替えられた、という違いが生じた。にもかかわらず、それぞれの国民が自らの手で平和な国家を建設していく際に、シャープの「武器なき行動」論は、重要な技法と思想を提供しているのである。